

ドラッグコスモス屋島店 (No.1275)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月29日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和5年10月13日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス屋島店
高松市春日町字川東 1269 番 1 外
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から聴取した意見の概要
(意見の概要)
○ 店舗の出入口が幹線道路に面しているため、買物客や業者の車に事故を起こさせないよう、十分配慮していただきたい。(車、自転車、人等)
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和6年2月29日から令和6年3月29日まで